

長野県空き家対策支援協議会の設立について (案)

1 概要

適切な管理が行われていない空き家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、県、市町村及び関係団体による密接な連携のもと、地域住民の生命、身体又は財産の保護、生活環境の保全を図り、あわせて空き家の活用を促進するなど、地域における空き家対策を支援するため、長野県空き家対策支援協議会を設置する。

2 活動内容

国土交通省の「空き家管理等基盤強化推進事業※」を活用し、空き家の適正管理等に関する相談体制の整備を行う。

- (1) 相談業務に必要となる基礎情報調査
- (2) 相談員（市町村職員・関係団体会員）の研修・育成
- (3) 空き家所有者への情報提供
- (4) 空き家相談事務の実施
- (5) 空き家の適正管理等の普及・啓発

※ 地方公共団体を主体とした多様な主体の連携による空き家の適正管理等に関する相談体制を整備する事業の費用の一部を国が補助。長野県建築士会が応募し、7月31日付けで採択された。

3 事務局等

事務局：一般社団法人長野県建築士会

運営支援（連絡調整等）：建設部建築住宅課

